

配偶者暴力に関する状況(全国との比較)

平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が成立し、同年10月から（一部は平成14年4月1日から）施行され12年が経過しました。

「第2次北海道DV防止基本計画」の計画期間であるH20年度以降の北海道における配偶者暴力被害の状況について、全国の状況と比較した結果は次のとおり。

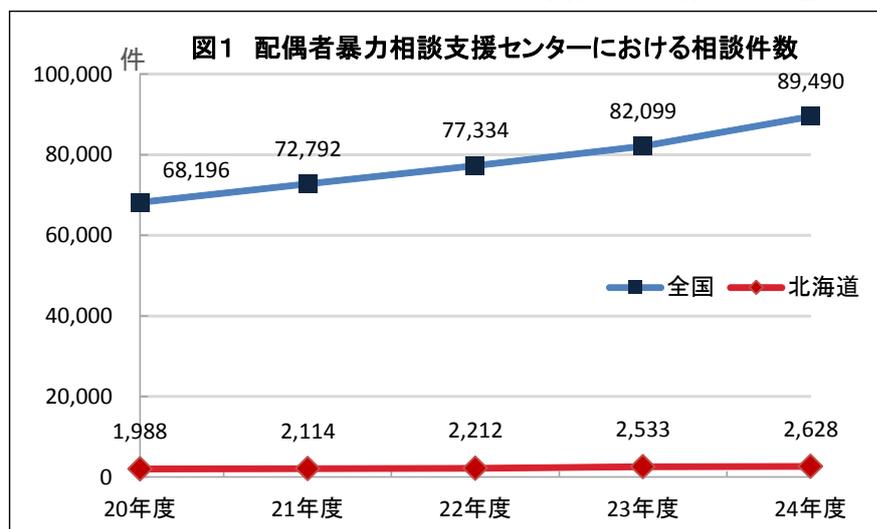
1 相談

道内19箇所（平成25年3月31日現在）の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数（被害者本人からの相談分のみ）は、図1のとおり、平成24年度は2,628件と前年度に比べ3.8%増加し、年々、増加傾向で推移しています。

全国223箇所（平成24年4月1日現在）の同センターへの相談件数は、平成24年度は89,490件と、前年度に比べ9.0%の増加となっています。

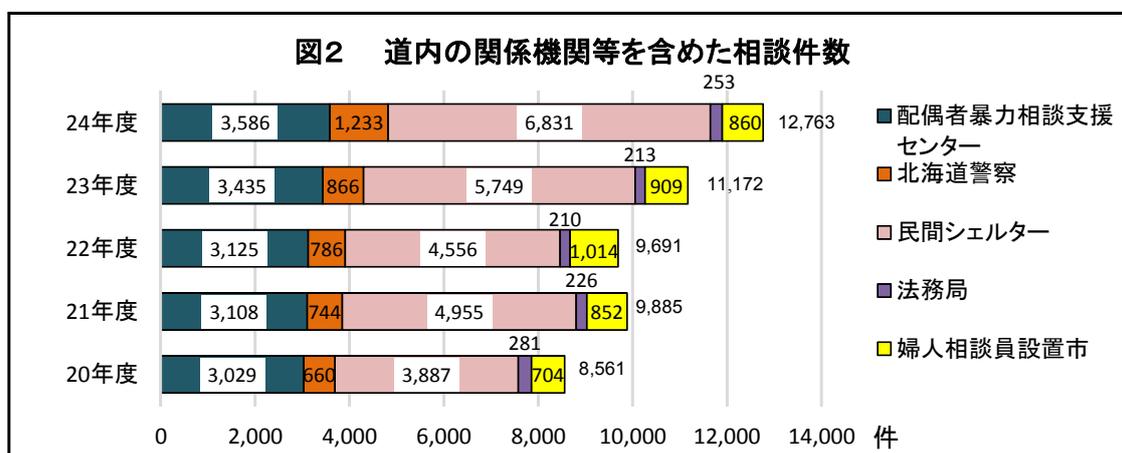
そのうち、北海道では98.7%（2,593件）、全国では98.8%（88,425件）が女性からの相談で、女性1万人当たりの相談件数は、北海道は9.0件、全国は13.5件となっており、北海道は全国に比べ0.7倍と低い状況にあります。

（人口はH24.10月現在の総務省人口推計データによる。）



（内閣府男女共同参画局とりまとめ）

また、北海道環境生活部が取りまとめた道内の関係機関等を含めた相談件数（配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、一時保護中の相談件数を含む。）は、図2のとおり、平成24年度は12,763件となっており、民間シェルターでの相談が、大きく増加しています。



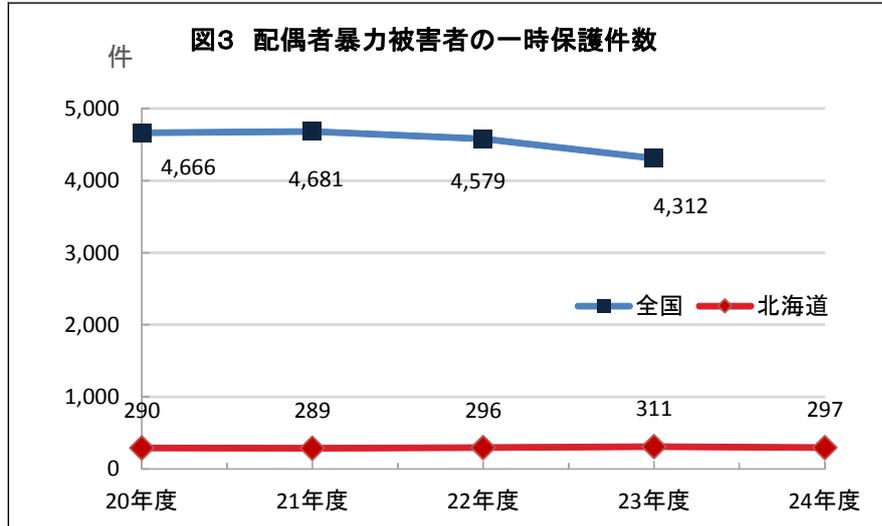
（資料出所：北海道環境生活部）

2 一時保護

道内の一時的保護施設（道立施設、民間施設、民間団体の計12箇所）における一時保護（本人）は、図3のとおり平成24年度は297件、うち委託（委託先：11施設）の割合が6割弱となっています。

一方、全国では、平成23年度は4,312件で、うち委託（委託先：301施設（平成24年4月1日現在））の割合が3割となっています。

なお、女性1万人当たりの保護件数では、平成23年度では、北海道は1.1件、全国は0.7件と、北海道は全国に比べ1.6倍と高い状況にあります。



3 保護命令

道内における保護命令事件の認容（保護命令発令）件数は、図4のとおり、平成24年は113件で、前年に比べ7.6%増加しており、法施行後（平成13年10月）からの累計件数は、1,354件となっています。

全国では、平成24年は2,482件で、前年に比べ16.1%増加しており、法施行後からの累計では22,837件となっています。

なお、累計件数における女性1万人当たりの認容（発令）件数では、北海道は4.7件、全国は3.5件となっており、北海道は全国に比べ1.3倍と高い状況にあります。

